

【申請書の提出先】：カルビー健康組合

- 健保にて認定証を作成し、被保険者あて郵送いたします。
- 認定証は、受診時に医療機関の窓口へご提示ください。
- 発行は、申請書を受付した月の1日からとなります。
(原則として、前月以前の分は発行できません。)

記入例

現役並み所得者(70~74歳) I または II の方用
(70~74歳で、被保険者の標準報酬月額が28万円~79万円の方)

常務理事			係

限度額適用認定証 交付申請書

保険証	記号 10	事業所名称 カルビー(株)●●課
	番号 9876	電話 - -
被保険者	氏名 健保 太郎	生年月日 昭和 年 月 日
	住所 〒 -	
療養を受ける方	氏名 健保 花子	生年月日 昭和 年 月 日
	住所 〒 -	
	氏名 妻	生年月日 昭和 年 月 日

認定証は、被保険者の自宅あて郵送します。
※被保険者の自宅以外へ送付希望の場合は、
下段『被保険者自宅以外への送付希望』欄へ
送付先を記入してください。

被保険者自宅以外への送付希望	〒 -	あて名 □家族宅 □勤務先 □医療機関 □その他 ()
	電話 - -	

傷病原因	<input checked="" type="checkbox"/> 骨折やケガなど外傷性によるもの	<input type="checkbox"/> 外傷性のない
外傷の場合	いつ 1年9月5日	□ 加害者が →事故・ケガ □ 加害者は
	具体的に何をしていて コート内でつまずき、転倒	□ 仕事中心 □ 通退勤途中 <input checked="" type="checkbox"/> 私用中(テニス中) どのようなケガをした 捻挫

外傷の有無を記入
※外傷でない場合は、
『外傷性のないもの』
を☑してください。

※第三者行為の場合、別途届出が必要となります。
※仕事中心・通退勤途中の外傷は、健保の保険証を使用できませんので、事業所へお問い合わせください。

令和1年9月12日 上記のとおり限度額適用認定証(現役並み I・現役並み II)の交付を申請します。

認定証発行期間	申請書が健保に到着した月の1日から、最大6か月間または8月31日のいずれか先に到来した日まで ・月をさかのぼっての発行は出来ません。 ・8月から9月*を継続した認定証は発行できません。(※毎年9月に新たな標準報酬月額の見直しがあるため。) ・上記期間以降の認定証が必要な場合は、お手数ですが、再度交付申請をお願いいたします。
---------	---

留意事項	70歳から74歳の方の限度額適用認定証について ●70歳以上の方のうち、所得区分が現役並み I または II の方は、限度額適用認定証、保険証、高齢受給者証を医療機関窓口にて提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなります。(区分が一般、現役並み III の方は保険証、高齢受給者証の提示により限度額適用となるため、認定証の発行はありません。) ※一般：標準報酬月額26万円まで、現役並み(3割負担) I : 28~50万円、II : 53~79万円、III : 83万円以上 ●所得区分変更時は、自己負担限度額が変わり、後日、窓口負担額が追加または調整される場合があります。 ●使用が済んだ認定証は、すみやかに当健保あてにご返却願います。
------	--

健 保 記 入 欄	標準報酬月額	千円
	適用区分	現役並み I・現役並み II
	発効年月日	令和 年 月 日
	有効期限	令和 年 月 日

受付日付印